

平均空間線量率  $0.2 \mu\text{Sv/h}$  の場合の放射性セシウム濃度 (推定式Cを使用) (※2)

$$0.2 \times \underline{6,260} - \underline{327} = \underline{925} \text{ Bq/kg}$$

(推定値)

(表1) 推定式の選択表

地域	農地の種類	土の種類	推定式	係数X	係数Y
避難指示 区域	未除染農地		A	<u>4,010</u>	0
	除染農地 (※3)		B	<u>3,590</u>	0
その他の地域	田	黒ボク土	C	<u>6,260</u>	<u>327</u>
		非黒ボク土	D	<u>5,040</u>	<u>148</u>
	畑	黒ボク土	E	<u>4,720</u>	<u>185</u>
		非黒ボク土	F	<u>3,960</u>	<u>135</u>
	樹園地・ 牧草地		G	<u>3,060</u>	0

(※1) 農地の土壌が黒ボク土かどうかは (独)農業環境技術研究所の土壌情報閲覧システム HP 中の土壌図で確認できる。

【URL:[http://agrimesh.dc.affrc.go.jp/soil\\_db/](http://agrimesh.dc.affrc.go.jp/soil_db/)】

(※2) 時間の経過に伴い、減衰による換算係数の変動が生じるため、今後この変動が無視できないほど大きくなる前に推定式を見直す予定。

(※3) 深耕、表土はぎ取りを行った農地

(表2) 避難指示区域の未除染農地における放射性セシウム濃度と平均空間線量率の早見表

空間線量率 ( $\mu\text{Sv/h}$ )	Cs濃度 (Bq/kg)	空間線量率 ( $\mu\text{Sv/h}$ )	Cs濃度 (Bq/kg)	空間線量率 ( $\mu\text{Sv/h}$ )	Cs濃度 (Bq/kg)
0.1	<u>401</u>	1.1	<u>4,411</u>	2.1	<u>8,421</u>

平均空間線量率  $0.2 \mu\text{Sv/h}$  の場合の放射性セシウム濃度 (推定式Cを使用) (※2)

$$0.2 \times \underline{7,800} - \underline{321} = \underline{1,239} \text{ Bq/kg}$$

(推定値)

(表1) 推定式の選択表 (※3)

地域	農地の種類	土の種類	推定式	係数X	係数Y
避難指示 区域	未除染農地		A	<u>5,370</u>	0
	除染農地 (※4)		B	<u>4,080</u>	0
その他の地域	田	黒ボク土	C	<u>7,800</u>	<u>321</u>
		非黒ボク土	D	<u>6,410</u>	<u>186</u>
	畑	黒ボク土	E	<u>5,830</u>	<u>184</u>
		非黒ボク土	F	<u>5,720</u>	<u>183</u>
	樹園地・ 牧草地		G	<u>3,490</u>	0

※1 農地の土壌が黒ボク土かどうかは 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境変動研究センターのウェブサイト「日本土壌インベントリ」 中の土壌図で確認できる。

【URL:<http://soil-inventory.dc.affrc.go.jp/>】

※2 時間の経過に伴い、減衰による換算係数の変動が生じるため、今後この変動が無視できないほど大きくなる前に推定式を見直す予定。

※3 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境変動研究センター作成 (平成30年1月)

※4 深耕、表土はぎ取りを行った農地

(表2) 避難指示区域の未除染農地における放射性セシウム濃度と平均空間線量率の早見表

空間線量率 ( $\mu\text{Sv/h}$ )	Cs濃度 (Bq/kg)	空間線量率 ( $\mu\text{Sv/h}$ )	Cs濃度 (Bq/kg)	空間線量率 ( $\mu\text{Sv/h}$ )	Cs濃度 (Bq/kg)
0.1	<u>537</u>	1.1	<u>5,907</u>	2.1	<u>11,277</u>

0.2	802	1.2	4,812	2.2	8,822
0.3	1,203	1.3	5,213	2.3	9,223
0.4	1,604	1.4	5,614	2.4	9,624
0.5	2,005	1.5	6,015	2.5	10,025
0.6	2,406	1.6	6,416	2.6	10,426
0.7	2,807	1.7	6,817	2.7	10,827
0.8	3,208	1.8	7,218	2.8	11,228
0.9	3,609	1.9	7,619	2.9	11,629
1.0	4,010	2.0	8,020	3.0	12,030

0.2	1,074	1.2	6,444	2.2	11,814
0.3	1,611	1.3	6,981	2.3	12,351
0.4	2,148	1.4	7,518	2.4	12,888
0.5	2,685	1.5	8,055	2.5	13,425
0.6	3,222	1.6	8,592	2.6	13,962
0.7	3,759	1.7	9,129	2.7	14,499
0.8	4,296	1.8	9,666	2.8	15,036
0.9	4,833	1.9	10,203	2.9	15,573
1.0	5,370	2.0	10,740	3.0	16,110

※ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境変動研究センター作成（平成30年1月）

別紙6-3 森林土壌等の放射能濃度の簡易測定手順

1 (略)

1) (略)

2) 測定された値[A] (μSv/h) を代入して森林土壌等 (15cm 深) における放射性セシウム濃度を推定する

$$[A] (\mu\text{Sv/h}) \times 3,380 - 190 = \text{Cs-134 及び Cs-137 の放射能濃度の合計 (Bq/kg)}$$

(例) 空間線量率 2.5 μSv/h における放射性セシウム濃度

$$2.5 \mu\text{Sv/h} \times 3,380 - 190 = 8,260 \approx 8250 \text{ (Bq/kg)}$$

早見表

空間線量率 (μSv/h)	Cs 濃度 (Bq/kg)	空間線量率 (μSv/h)	Cs 濃度 (Bq/kg)	空間線量率 (μSv/h)	Cs 濃度 (Bq/kg)
0.1	150	1.1	3,500	2.1	6,900
0.2	500	1.2	3,900	2.2	7,250
0.3	800	1.3	4,200	2.3	7,600
0.4	1,200	1.4	4,550	2.4	7,900

別紙6-3 森林土壌等の放射能濃度の簡易測定手順

1 (略)

1) (略)

2) 測定された値[A] (μSv/h) を代入して森林土壌等 (15cm 深) における放射性セシウム濃度を推定する。

$$[A] (\mu\text{Sv/h}) \times 10,580 - 590 = \text{Cs-134 及び Cs-137 の放射能濃度の合計 (Bq/kg)}$$

(※ 1, 2)

(例) 平均空間線量率 1.0 μSv/h における放射性セシウム濃度

$$1.0 \mu\text{Sv/h} \times 10,580 - 590 = 9,990 \text{ Bq/kg (推定値)}$$

早見表 (※3)

平均空間 線量率 (μSv/h)	Cs 濃度 (Bq/kg)	平均空間 線量率 (μSv/h)	Cs 濃度 (Bq/kg)	平均空間 線量率 (μSv/h)	Cs 濃度 (Bq/kg)
0.1	468	1.1	11,048	2.1	21,628
0.2	1,526	1.2	12,106	2.2	22,686
0.3	2,584	1.3	13,164	2.3	23,744

0.5	1,500	1.5	4,900	2.5	8,250
0.6	1,800	1.6	5,200	2.6	8,600
0.7	2,200	1.7	5,550	2.7	8,950
0.8	2,500	1.8	5,900	2.8	9,250
0.9	2,850	1.9	6,250	2.9	9,600
1.0	3,200	2.0	6,550	3.0	9,950

0.4	3,642	1.4	14,222	2.4	24,802
0.5	4,700	1.5	15,280	2.5	25,860
0.6	5,758	1.6	16,338		
0.7	6,816	1.7	17,396		
0.8	7,874	1.8	18,454		
0.9	8,932	1.9	19,512		
1.0	9,990	2.0	20,570		

※1 出典：金子真司「森林の放射性セシウム量と空間線量率の経年変化」『日本土壌肥料学会講演要旨集』第63集，2017.9，p.15

※2 時間の経過に伴い、減衰による換算係数の変動が生じるため、今後この変動が無視できないほど大きくなる前に推定式を見直す予定。

※3 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所の協力を得て林野庁林政部経営課林業労働対策室作成（平成30年1月）

特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン新旧対照表

旧	新
<p>第1 趣旨</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質に汚染された<u>土壤等の除染等の業務又は廃棄物収集等業務に従事する労働者の放射線障害防止については</u>、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号。以下「除染電離則」という。）<u>を平成23年12月22日に公布し、平成24年1月1日より施行するとともに</u>、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成23年12月22日付け基発第1222第6号。以下「除染等業務ガイドライン」という。）<u>を定めたところである。</u></p> <p><u>今般、避難区域の線引きの変更に伴い</u>、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「汚染対処特措法」という。）第25条第1項に規定する除染特別地域又は同法第32条第1項に規定する汚染状況重点調査地域（以下「除染特別地域等」という。）<u>において、生活基盤の復旧、製造業等の事業、病院・福祉施設等の事業、営農・営林、廃棄物の中間処理、保守修繕、運送業務等が順次開始される見込みとなっており、これら業務に従事する労働者の放射線障害防止対策が必要となっている。</u></p> <p><u>この点に関し、改正前の除染電離則の適用を受ける事業者は、除染特別地域等において、「土壤等の除染等の業務又は廃棄物収集等業務を行う事業の事業者」と定められており、それ以外の復旧・復興作業を行う事業者は、除染電離則の適用がなかったため、これら復旧・復興作業の作業形態に応じ、適切に労働者の放射線による健康障害を防止するための措置を規定するため、除染電離則の一部を改正</u></p>	<p>第1 趣旨</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質に汚染された<u>除染等業務に従事する労働者の放射線による健康障害を防止するため</u>、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号。以下「除染電離則」という。）<u>の施行とともに</u>、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成23年12月22日付け基発第1222第6号。以下「除染等業務ガイドライン」という。）<u>を定めるものである。</u></p> <p>[削除]</p>

し、平成 24 年 7 月 1 日より施行することとしている。

このガイドラインは、改正除染電離則と相まって、復旧・復興作業における放射線障害防止のより一層的確な推進を図るため、改正除染電離則に規定された事項のほか、事業者が実施する事項及び従来の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び関係法令において規定されている事項のうち、重要なものを一体的に示すことを目的とするものである。

（略）

## 第 2 適用等

このガイドラインは、特別措置法に規定する除染特別地域等において、原発事故により放出された放射性物質（電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）第 2 条第 2 項の放射性物質に限る。以下「事故由来放射性物質」という。）により平均空間線量率が  $2.5 \mu\text{Sv/h}$  を超える場所で行う除染等業務以外の業務（以下「特定線量下業務」という。）を行う事業の事業者（以下「特定線量事業者」という。）を対象とすること。

（略）

(1) （略）

(2) 「特定線量下業務」についての留意事項

ア 製造業等屋内作業については、屋内作業場所の平均空間線量率が  $2.5 \mu\text{Sv/h}$  以下の場合、屋外の平均空間線量率が  $2.5 \mu\text{Sv/h}$  を超えていても特定線量下業務には該当しないこと。

イ・ウ （略）

このガイドラインは、除染電離則と相まって、復旧・復興作業における放射線障害防止のより一層的確な推進を図るため、除染電離則に規定された事項のほか、事業者が実施する事項及び従来の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び関係法令において規定されている事項のうち、重要なものを一体的に示すことを目的とするものである。

（略）

## 第 2 適用等

1 このガイドラインは、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号）第 25 条第 1 項に規定する除染特別地域又は同法第 32 条第 1 項に規定する汚染状況重点調査地域（以下「除染特別地域等」という。別紙 1 参照）において、原発事故により放出された放射性物質（電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）第 2 条第 2 項の放射性物質に限る。以下「事故由来放射性物質」という。）により平均空間線量率が  $2.5 \mu\text{Sv/h}$  を超える場所で行う除染等業務以外の業務（以下「特定線量下業務」という。）を行う事業の事業者（以下「特定線量事業者」という。）を対象とすること。

（略）

(1) （略）

(2) 「特定線量下業務」についての留意事項

ア 製造業等屋内作業については、屋内作業場所の平均空間線量率が  $2.5 \mu\text{Sv/h}$  以下の場合、屋外の平均空間線量率が  $2.5 \mu\text{Sv/h}$  を超えていても特定線量下業務には該当しないこと。

イ・ウ （略）

[新設]

### 第3 被ばく線量管理の対象及び方法

#### 1 基本原則

(1) (略)

(2) (略)

ア・イ (略)

ウ 正当化原則に照らし、製造業、商業等の事業を行う事業者は、労働時間が長いことに伴って被ばく線量が高くなる傾向があること、必ずしも緊急性が高いとはいえないことも踏まえ、あらかじめ、作業場所周辺の除染等の措置を実施し、可能な限り線量低減を図った上で、原則として、被ばく線量管理を行う必要がない空間線量率 ( $2.5 \mu\text{Sv/h}$  以下) のもとで作業に就かせることが求められること。

(略)

2 (略)

#### 3 被ばく線量限度

(1)・(2)・(3) (略)

(4) (1)のアの「5年間」については、異なる複数の事業場において特定線量下業務に従事する労働者の被ばく線量管理を適切に行うため、全ての特定線量下業務を事業として行う事業場において統一的に平成24年1月1日を始期とし、「平成24年1月1日から平成28年12月31日まで」とすること。平成24年1月1日から平成28年12月31日までの間に新たに特定線量下業務を事業として実施する事業者についても同様とし、この場合、事業を

2 自営業、個人事業者、ボランティア等は、第3「被ばく線量管理の対象及び方法」、第4「被ばく低減のための措置」、第5「労働者に対する教育」等のうち、必要な事項を実施することが望ましいこと。

### 第3 被ばく線量管理の対象及び方法

#### 1 基本原則

(1) (略)

(2) (略)

ア・イ (略)

ウ 正当化原則に照らし、製造業、商業等の事業を行う事業者は、労働時間が長いことに伴って被ばく線量が高くなる傾向があること、必ずしも緊急性が高いとはいえないことも踏まえ、あらかじめ、作業場所周辺の除染等の措置を実施し、可能な限り線量低減を図った上で、原則として、被ばく線量管理を行う必要がない平均空間線量率 ( $2.5 \mu\text{Sv/h}$  以下) のもとで作業に就かせることが求められること。

(略)

2 (略)

#### 3 被ばく線量限度

(1)・(2)・(3) (略)

(4) (1)のアの「5年間」については、異なる複数の事業場において特定線量下業務に従事する労働者の被ばく線量管理を適切に行うため、全ての特定線量下業務を事業として行う事業場において統一的に平成24年1月1日を始期とする5年ごとに区分した期間とすること。当該5年間の間に新たに特定線量下業務を事業として実施する事業者についても同様とし、この場合、事業を開始した日から当該5年間の末日までの残り年数に

開始した日から平成28年12月31日までの残り年数に20mSvを乗じた値を、平成28年12月31日までの被ばく線量限度とみなして関係規定を適用すること。(1)のアの「1年間」については、「5年間」の始期の日を始期とする1年間であり、「平成24年1月1日から平成24年12月31日まで」とすること。

- (5) なお、平成24年1月1日以降、平成24年6月30日までに受けた線量を把握している場合は、それを平成24年7月1日以降に被ばくした線量に合算して被ばく管理すること。
- (6) (略)
- (7) (3)及び(4)の規定に関わらず、放射線業務を主として行う事業者については、事業場で統一された別の始期により被ばく線量管理を行っても差し支えないこと。
- (8) 特定線量事業者は、(4)及び(5)の始期を特定線量下業務従事者に周知させること。

#### 4 線量の測定結果の記録等線量の測定結果の記録等

- (1) 特定線量事業者は、2の測定又は計算の結果に基づき、次に掲げる特定線量下業務従事者の被ばく線量を算定し、これを記録し、これを30年間保存すること。また、3の(3)の調査の結果についても同様とすること。ただし、5年間保存した後に当該記録を、又は当該特定線量下業務従事者が離職した後に当該特定線量下業務従事者に係る記録を、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときはこの限りではないこと。この場合、記録の様式の例として、様式1があること。
- (2) (略)
- (3) 特定線量事業者は、その事業を廃止しようとするときには、(1)の記録を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すこと。
- (4)・(5) (略)

20mSvを乗じた値を、当該5年間の末日までの被ばく線量限度とみなして関係規定を適用すること。(1)のアの「1年間」については、「5年間」の始期の日を始期とする1年ごとに区分した期間とすること。

- (5) 平成24年1月1日から平成24年6月30日までに受けた線量を把握している場合は、それを平成24年7月1日以降に被ばくした線量に合算して被ばく管理すること。
- (6) (略)
- (7) (4)及び(5)の規定に関わらず、放射線業務を主として行う事業者については、事業場で統一された別の始期により被ばく線量管理を行っても差し支えないこと。
- (8) 特定線量事業者は、始期を特定線量下業務従事者に周知させること。

#### 4 線量の測定結果の記録等線量の測定結果の記録等

- (1) 特定線量事業者は、2の測定又は計算の結果に基づき、次に掲げる特定線量下業務従事者の被ばく線量を算定し、これを記録し、これを30年間保存すること。また、3の(3)の調査の結果についても同様とすること。ただし、当該記録を5年間保存した後又は当該特定線量下業務従事者が離職した後に、当該特定線量下業務従事者に係る記録を厚生労働大臣が指定する機関(公益財団法人放射線影響協会)に引き渡すときはこの限りではないこと。この場合、記録の様式の例として、様式1があること。
- (2) (略)
- (3) 特定線量事業者は、その事業を廃止しようとするときには、(1)の記録を厚生労働大臣が指定する機関(公益財団法人放射線影響協会)に引き渡すこと。
- (4)・(5) (略)

#### 第4 被ばく低減のための措置

##### 1 事前調査等

- (1) (略)
- (2) 平均空間線量率の測定・評価の方法は別紙2によること。なお、事前調査は、作業場所が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超えて被ばく線量管理が必要か否かを判断するために行われるものであるため、文部科学省が公表している航空機モニタリング等の結果を踏まえ、事業者が、作業場所が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超えていると判断する場合は、個別の作業場所での航空機モニタリング等の結果をもって平均空間線量率の測定に代えることができるものであるとともに、作業の対象となる場所での平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を明らかに下回り、特定線量下業務に該当しないことを明確に判断できる場合にまで、測定を求める趣旨ではないこと。
- (3) (略)

##### 2 (略)

#### 第5 労働者教育

##### 1・2 (略)

#### 第6 健康管理のための措置

##### 1 健康診断

- (1) (略)
- (2) (1)の健康診断(定期のものに限る)は、前回の健康診断においてカからケ及びサに掲げる項目については健康診断を受けた者については、医師が必要でないとするときは、当該項目の全部又は一部を省略することができること。  
また、ウ及びエについても、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要ないと認

#### 第4 被ばく低減のための措置

##### 1 事前調査等

- (1) (略)
- (2) 平均空間線量率の測定・評価の方法は別紙2によること。なお、事前調査は、作業場所が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超えて被ばく線量管理が必要か否かを判断するために行われるものであるため、原子力規制委員会が公表している航空機モニタリング等の結果を踏まえ、事業者が、作業場所が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超えていると判断する場合は、個別の作業場所での航空機モニタリング等の結果をもって平均空間線量率の測定に代えることができるものであるとともに、作業の対象となる場所での平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を明らかに下回り、特定線量下業務に該当しないことを明確に判断できる場合にまで、測定を求める趣旨ではないこと。
- (3) (略)

##### 2 (略)

#### 第5 労働者に対する教育

##### 1・2 (略)

#### 第6 健康管理のための措置

##### 1 健康診断

- (1) (略)
- (2) (1)の健康診断(定期のものに限る)は、前回の健康診断においてカからケまで及びサに掲げる項目については健康診断を受けた者については、医師が必要でないとするときは、当該項目の全部又は一部を省略することができること。
- (3) (1)のウ、エ、カからケまで及びサに掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基



<p>めるときは省略することができること。</p> <p>[新設]</p> <p>(3) 特定線量事業者は、(1)の健康診断の結果に基づき、個人票を作成し、これを5年間保存すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7 安全衛生管理体制等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 東電福島第一原発緊急作業従事者に対する健康保持増進の措置等</p> <p>(1) 電離則第59条の2に基づき、3月ごとの月の末日に、「指定緊急作業従事者等に係る線量等管理実施状況報告書」(電離則様式第3号)を厚生労働大臣(厚生労働省労働衛生課あて)に提出すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>準に基づき、医師が必要ないと認めるときは省略することができること。</p> <p>(4) (1)のウの聴力検査(定期の健康診断におけるものに限る。)は、<u>前回の健康診断において当該項目について健康診断を受けた者又は45歳未満の者(35歳及び40歳の者を除く。)</u>については、<u>医師が適当と認める聴力(1,000Hz又は4,000Hzの音に係る聴力を除く。)</u>の検査をもって代えることができること。</p> <p>(5) 特定線量事業者は、(1)の健康診断の結果に基づき、個人票を作成し、これを5年間保存すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7 安全衛生管理体制等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 東電福島第一原発緊急作業従事者に対する健康保持増進の措置等</p> <p>(1) 電離則第59条の2に基づき、3月ごとの月の末日に、「指定緊急作業従事者等に係る線量等管理実施状況報告書」(電離則様式第3号)を厚生労働大臣(厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室あて)に提出すること。<u>なお、提出に当たっては、原則としてCSVによる電磁的記録により行うこと。</u></p> <p>(2) (略)</p>						
<p>別紙1 除染特別地域等の一覧</p> <p>1 除染特別地域</p> <p>・指定対象</p> <p>警戒区域又は計画的避難区域の対象区域等</p> <table border="1" data-bbox="145 1906 778 1957"> <tr> <td></td> <td>市町村数</td> <td>指定地域</td> </tr> </table>		市町村数	指定地域	<p>別紙1 除染特別地域等の一覧</p> <p>1 除染特別地域</p> <p>・指定対象</p> <p>旧警戒区域又は計画的避難区域の対象区域等</p> <table border="1" data-bbox="815 1906 1449 1957"> <tr> <td></td> <td>市町村数</td> <td>指定地域</td> </tr> </table>		市町村数	指定地域
	市町村数	指定地域					
	市町村数	指定地域					

福島県	11	楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち警戒区域又は計画的避難区域である区域
-----	----	---

福島県	11	楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村。並びに田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域
-----	----	--

## 2 汚染状況重点調査地域

### ・指定対象

放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域

	市町村数	指定地域
岩手県	3	(略)
宮城県	8	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、山元町及び亶理町の全域
福島県	40	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鮎石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、三島町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮎川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、新地町及び柳津町の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち警戒区域又は計画的避難区域である区域を除く区域
茨城県	20	日立市、土浦市、龍ヶ崎市の常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、銚田市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町及び利根町の全域
栃木県	8	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町及び那須町の全域
群馬県	10	桐生市、沼田市、渋川市、安中市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町及び川場村の全域
埼玉県	2	(略)
千葉県	9	(略)
計	100	

## 2 汚染状況重点調査地域

### ・指定対象

放射線量が0.23μSv/h以上の地域等

	市町村数	指定地域
岩手県	3	(略)
宮城県	8	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亶理町及び山元町の全域
福島県	36	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鮎石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、鮎川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町及び新地町の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域を除く区域
茨城県	19	日立市、土浦市、龍ヶ崎市の常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町及び利根町の全域
栃木県	7	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町及び那須町の全域
群馬県	8	桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、高山村、東吾妻町及び川場村の全域
埼玉県	2	(略)
千葉県	9	(略)
計	92	

※ 環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当  
参事官室作成 (平成30年1月)

## 別紙2 平均空間線量率の測定・評価の方法

- 1 (略)
- 2 基本的考え方  
(1)～(3) (略)

## 別紙2 平均空間線量率の測定・評価の方法

- 1 (略)
- 2 基本的考え方  
(1)～(3) (略)

<p>(4) 作業開始前の測定は、<u>文部科学省</u>が公表している<u>空間線量率</u>及び<u>作業内容等</u>から、作業の対象となる場所での平均空間線量率が 2.5 <math>\mu\text{Sv/h}</math> を明らかに下回り、特定線量下業務に該当しないことを明確に判断できる場合にまで、測定を求める趣旨ではないこと。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(4) 作業開始前の測定は、<u>原子力規制委員会</u>が公表している<u>内容等</u>から、作業の対象となる場所での平均空間線量率が 2.5 <math>\mu\text{Sv/h}</math> を明らかに下回り、特定線量下業務に該当しないことを明確に判断できる場合にまで、測定を求める趣旨ではないこと。</p> <p>3 (略)</p>
---	--

事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のための  
ガイドライン新旧対照表

旧	新
<p>第1 趣旨</p> <p><u>今般、除染の進展に伴い、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）により汚染された廃棄物及び土壌（以下「事故由来廃棄物等」という。）の処分の業務が本格的に実施される見込みとなっており、当該業務に従事する労働者の放射線障害防止対策が必要となっている。このため、この業務の性質に応じ、労働者の放射線障害を防止するために必要な措置を規定するため、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）を改正し、一部を除き、平成25年7月1日から施行する。</u></p> <p>このガイドラインは、<u>改正電離則</u>と相まって、事故由来廃棄物等の処分の業務における放射線障害防止対策のより一層的確な推進を図るため、<u>改正電離則</u>に規定された事項のほか、事業者が実施すべき事項、並びに労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び関係法令において規定されている事項のうち、重要なものを一体的に示すことを目的とするものである。</p> <p>（略）</p> <p>第2 適用等</p> <p>1 適用</p> <p>(1) （略）</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ ア及びイに掲げる物のほか、これらの物の処分の過程における濃縮等により、放射性セシウム以外の放射性同位元素の数量及び濃度が電離則第2条第2項に規定する値を超えた<u>物</u>。</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）により汚染された<u>物</u>（以下「事故由来廃棄物等」という。）の処分の業務に従事する労働者の放射線による健康障害を防止するため、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）<u>に事故由来廃棄物等の処分に係る内容を規定するとともに、本ガイドラインを定めるものである。</u></p> <p>このガイドラインは、電離則と相まって、事故由来廃棄物等の処分の業務における放射線障害防止対策のより一層的確な推進を図るため、電離則に規定された事項のほか、事業者が実施すべき事項、並びに労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び関係法令において規定されている事項のうち、重要なものを一体的に示すことを目的とするものである。</p> <p>（略）</p> <p>第2 適用等</p> <p>1 適用</p> <p>(1) （略）</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ ア及びイに掲げる物のほか、これらの物の処分の過程における濃縮等により、放射性セシウム以外の放射性同位元素の数量及び濃度が電離則第2条第2項に規定する値を超えた<u>もの</u>。</p>

<p>2 除染電離則等との関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 除染電離則及び除染等業務ガイドライン（以下「除染電離則等」という。）は、放射線源が管理できない状況（現存被ばく状況）となっている、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号）第25条第1項に規定する除染特別地域又は同法第32条第1項に規定する汚染状況重点調査地域（以下「除染特別地域等」という。）における一定の業務を対象としているが、<u>今回の対策は</u>、事故由来廃棄物等を管理された線源として取り扱うことが可能であって、かつ、そこからの被ばくが支配的な状況（計画被ばく状況）における、それらの管理された線源の処分の業務を対象とすること。</p> <p>(略)</p>	<p>2 除染電離則等との関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 除染電離則及び除染等業務ガイドライン（以下「除染電離則等」という。）は、放射線源が管理できない状況（現存被ばく状況）となっている、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号）第25条第1項に規定する除染特別地域又は同法第32条第1項に規定する汚染状況重点調査地域（以下「除染特別地域等」という。）における一定の業務を対象としているが、<u>本ガイドラインは</u>、事故由来廃棄物等を管理された線源として取り扱うことが可能であって、かつ、そこからの被ばくが支配的な状況（計画被ばく状況）における、それらの管理された線源の処分の業務を対象とすること。</p> <p>(略)</p>
<p>第3 管理区域の設定及び被ばく線量管理の方法</p> <p>1 基本原則</p> <p>2 管理区域の明示等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 略</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 管理区域の設定方法の詳細については、電離則第3条の規定及び<u>平成13年3月30日付け基発第253号</u>に定めるところによること。</p> <p>3 線量の測定</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第3 管理区域の設定及び被ばく線量管理の方法</p> <p>1 基本原則</p> <p>2 管理区域の明示等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 略</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 管理区域の設定方法の詳細については、電離則第3条の規定及び「<u>労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行等について</u>」（平成13年3月30日付け基発第253号。以下「<u>基発第253号通達</u>」という。）に定めるところによること。</p> <p>3 線量の測定</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

<p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 内部被ばくによる線量の測定の方法は、「<u>電離放射線障害防止規則第3条第3項等</u>の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法」(昭和63年労働省告示第93号。以下「測定告示」という。)第2条に定めるところによること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第4 施設等における線量の限度</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 作業環境測定</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア 管理区域における線量当量率又は線量当量の測定については、作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)第7条及び第8条並びに<u>平成13年3月30日付け基発第253号</u>で定める方法によること。</p> <p>イ (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 汚染の防止のための措置</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 保護具等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保護衣等</p> <p>ア 処分事業者は、表面汚染限度の10分の1(4Bq/cm<sup>2</sup>)を超えるおそれのある作業に労働者を従事させるときは、有効な保護衣類、手袋又は履物を備え、その作業に従事する労働</p>	<p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 内部被ばくによる線量の計算方法は、「<u>電離放射線障害防止規則第三条第三項等</u>の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法」(昭和63年労働省告示第93号。以下「測定告示」という。)第2条に定めるところによること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第4 施設等における線量の限度</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 作業環境測定</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア 管理区域における線量当量率又は線量当量の測定については、作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)第7条及び第8条並びに<u>基発第253号通達</u>で定める方法によること。</p> <p>イ (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 汚染の防止のための措置</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 保護具等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保護衣等</p> <p>ア 処分事業者は、表面汚染限度の10分の1(4Bq/cm<sup>2</sup>)を超えるおそれのある作業に労働者を従事させるときは、<u>汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋又は履物を備え、そ</u></p>
--	--

者に使用させること。

イ 処分事業者は、事故由来廃棄物を取り扱うことにより、事故由来廃棄物等の飛沫又は粉末が飛来するおそれのあるときは、労働者に有効な保護衣類、手袋又は履物を使用させること。

ウ～カ (略)

(3)・(4) (略)

5 (略)

第7～第10 (略)

第11 除染特別地域等における特例

1 除染特別地域等に処分事業場を設置する場合の特例

(1) (略)

(2) (略)

ア 40 Bq/cm<sup>2</sup> は、GM計数管のカウント値で13,000 カウント毎分と同等であると取り扱って差し支えないこと。なお、周辺の空間線量が高いため、汚染限度の測定が困難な場合は、汚染検査場所を空間線量が十分に低い場所に設置すること。

イ (略)

2 (略)

別紙1-1 放射能濃度の簡易測定手順

1・2 (略)

表1 除去物収納物の種類および測定日に応じた係数X

測定日	係数X				
	V5 容器	土のう袋	フレコン	200ℓドラム缶	2Lポリビン
平成26年10月以内	3.7E+04	8.3E+05	1.1E+07	2.9E+06	1.1E+05
平成27年01月以内	3.8E+04	8.5E+05	1.1E+07	2.9E+06	1.1E+05
平成27年04月以内	3.8E+04	8.6E+05	1.1E+07	3.0E+06	1.1E+05
平成27年07月以内	3.9E+04	8.8E+05	1.2E+07	3.0E+06	1.1E+05

の作業に従事する労働者に使用させること。

イ 処分事業者は、事故由来廃棄物を取り扱うことにより、事故由来廃棄物等の飛沫又は粉末が飛来するおそれのあるときは、労働者に汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋又は履物を使用させること。

ウ～カ (略)

(3)・(4) (略)

5 (略)

第7～第10 (略)

第11 除染特別地域等における特例

1 除染特別地域等(別紙4参照)に処分事業場を設置する場合の特例

(1) (略)

(2) (略)

ア 40 Bq/cm<sup>2</sup> は、GM計数管のカウント値で13,000cpmと同等であると取り扱って差し支えないこと。なお、周辺の空間線量が高いため、汚染限度の測定が困難な場合は、汚染検査場所を空間線量が十分に低い場所に設置すること。

イ (略)

2 (略)

別紙1-1 放射能濃度の簡易測定手順

1・2 (略)

表1 除去物収納物の種類および測定日に応じた係数X

測定日	係数X				
	V5 容器	土のう袋	フレコン	200ℓドラム缶	2Lポリビン
平成30年1月以内	4.4E+04	9.9E+05	1.3E+07	3.5E+06	1.3E+05
平成30年04月以内	4.4E+04	1.0E+06	1.3E+07	3.5E+06	1.3E+05
平成30年07月以内	4.5E+04	1.0E+06	1.3E+07	3.5E+06	1.3E+05
平成30年10月以内	4.5E+04	1.0E+06	1.4E+07	3.5E+06	1.3E+05

平成27年10月以内	3.9E+04	8.9E+05	1.2E+07	3.1E+06	1.1E+05
平成28年01月以内	4.0E+04	9.0E+05	1.2E+07	3.1E+06	1.2E+05
平成28年04月以内	4.0E+04	9.1E+05	1.2E+07	3.2E+06	1.2E+05
平成28年07月以内	4.1E+04	9.3E+05	1.2E+07	3.2E+06	1.2E+05
平成28年10月以内	4.2E+04	9.4E+05	1.2E+07	3.3E+06	1.2E+05
平成29年01月以内	4.2E+04	9.5E+05	1.3E+07	3.3E+06	1.2E+05
平成29年04月以内	4.3E+04	9.6E+05	1.3E+07	3.3E+06	1.2E+05
平成29年07月以内	4.3E+04	9.7E+05	1.3E+07	3.4E+06	1.2E+05
平成29年10月以内	4.3E+04	9.8E+05	1.3E+07	3.4E+06	1.3E+05
平成30年01月以内	4.4E+04	9.9E+05	1.3E+07	3.5E+06	1.3E+05

平成31年01月以内	4.5E+04	1.0E+06	1.4E+07	3.6E+06	1.3E+05
平成31年04月以内	4.6E+04	1.0E+06	1.4E+07	3.6E+06	1.3E+05
平成31年07月以内	4.6E+04	1.0E+06	1.4E+07	3.6E+06	1.3E+05
平成31年10月以内	4.6E+04	1.0E+06	1.4E+07	3.7E+06	1.3E+05
平成32年01月以内	4.7E+04	1.1E+06	1.4E+07	3.7E+06	1.3E+05
平成32年04月以内	4.7E+04	1.1E+06	1.4E+07	3.7E+06	1.4E+05
平成32年07月以内	4.7E+04	1.1E+06	1.4E+07	3.7E+06	1.4E+05
平成32年10月以内	4.7E+04	1.1E+06	1.4E+07	3.7E+06	1.4E+05
平成33年01月以内	4.8E+04	1.1E+06	1.4E+07	3.8E+06	1.4E+05
平成33年04月以内	4.8E+04	1.1E+06	1.4E+07	3.8E+06	1.4E+05
平成33年07月以内	4.8E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
平成33年10月以内	4.8E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05
平成34年01月以内	4.8E+04	1.1E+06	1.5E+07	3.8E+06	1.4E+05

※ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の協力を得て厚生労働省労働基準局労働衛生課電離放射線労働者健康対策室作成

[新設]

別紙4 除染特別地域等の一覧

1 除染特別地域

・指定対象

旧警戒区域又は計画的避難区域の対象区域等

	市町村数	指定地域
福島県	11	楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村。並びに田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域

2 汚染状況重点調査地域

・指定対象

放射線量が0.23 μSv/h以上の地域等

	市町村数	指定地域
岩手県	3	一関市、奥州市及び平泉町の全域
宮城県	8	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亶理町及び山元町の全域



	福島県	36	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、楢倉町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町及び新地町の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域を除く区域
	茨城県	19	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町及び利根町の全域
	栃木県	7	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町及び那須町の全域
	群馬県	8	桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、高山村、東吾妻町及び川場村の全域
	埼玉県	2	三郷市及び吉川市の全域
	千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市の全域
	計	92	

※ 環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当  
参事官室作成（平成 30 年 1 月）

